

政策会議付議事案書 (令和5年11月2日)

提案課名 人事課

報告者名 遠藤 一成

<p>事案名</p>	<p>秦野市特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正することについて</p>	<p style="text-align: right;">有</p> <p>資料 無</p>
<p>目的・必要性</p>	<p>国では本年8月の人事院勧告を受け、10月20日付け閣議決定「公務員の給与改定に関する取扱いについて」において、一般職の給与について人事院勧告どおり改定することとし、あわせて特別職の国家公務員についても一般職の給与改定の趣旨に沿って取り扱うものとされました。</p> <p>このことを踏まえ、本市の常勤一般職職員の期末勤勉手当の支給率の引上げに準じて、市長、副市長及び教育長の期末手当の支給率を引き上げるための所要の措置を講ずるものです。</p>	
<p>経過・検討結果</p>	<p>1 これまでの経過</p> <p>(1) 本年8月 人事院が国会及び内閣に国家公務員の給与改定について勧告</p> <p>(2) 本年10月 公務員の給与改定に関する取扱いについて閣議決定</p> <p>2 期末手当支給率引上げによる影響額 計401,699円</p> <p>市長 119,314円、副市長 195,380円 (1人当たり97,690円)</p> <p>教育長 87,005円</p> <p>※年間支給率 4.2月→4.3月</p>	
<p>決定等を要する事項</p>	<p>秦野市特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正し、期末手当支給率を0.1月分引き上げること。</p>	
<p>今後の取扱い</p>	<p>令和5年12月 改正条例の議案を上程</p> <p>期末手当支給率の改正：公布日から施行し令和5年12月1日から適用</p>	

秦野市特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正することについて

秦野市特別職職員の給与等に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 5 年 1 1 月 日提出

秦野市長 高 橋 昌 和

提案理由

本市職員の期末手当及び勤勉手当の支給率の引上げに準じて、市長、副市長及び教育長の期末手当の支給率を引き上げるため、改正するものであります。

## 秦野市特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

秦野市特別職職員の給与等に関する条例（昭和32年秦野市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項の表以外の部分中「100分の210」を「100分の215」に改める。

附則に次の1項を加える。

（令和5年12月の期末手当支給率の特例）

28 令和5年12月1日を基準日とする期末手当の支給率は、100分の220とする。

## 附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の秦野市特別職職員の給与等に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）附則第28項の規定は、令和5年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

2 改正後の条例附則第28項の規定を適用する場合には、この条例による改正前の秦野市特別職職員の給与等に関する条例の規定により支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

## 議案第 号 秦野市特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧		
<p>(期末手当等)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、退職し、又は死亡によりその職を離れた日現在）において、その者が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額及びこれに100分の20を乗じて得た額を加算した額に、<u>100分の215</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <table border="1" data-bbox="185 799 1099 852"> <tr> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>3-5 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1-27 (略)</p> <p><u>(令和5年12月の期末手当支給率の特例)</u></p> <p>28 <u>令和5年12月1日を基準日とする期末手当の支給率は、100分の220とする。</u></p>	(略)	<p>(期末手当等)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、退職し、又は死亡によりその職を離れた日現在）において、その者が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額及びこれに100分の20を乗じて得た額を加算した額に、<u>100分の210</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <table border="1" data-bbox="1167 799 2080 852"> <tr> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>3-5 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1-27 (略)</p>	(略)
(略)			
(略)			

## 附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の秦野市特別職職員の給与等に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）附則第28項の規定は、令和5年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

- 2 改正後の条例附則第28項の規定を適用する場合には、この条例による改正前の秦野市特別職職員の給与等に関する条例の規定により支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。